

○津山工業高等専門学校規則の種類 及び制定等に関する規程

〔平成18年9月26日〕
規程第55号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における規則の種類、定義、制定（改廃を含む。）手続及び形式等に関し、必要な事項を定める。

(種類及び定義)

第2条 本校における規則の種類は、学則、規則、規程及び細則（以下「諸規則」という。）とし、その定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) 学則 津山工業高等専門学校学則
- (2) 規則 津山工業高等専門学校学生準則及びその他本校の管理運営、教育研究に関する重要事項について、校長が定めるもの
- (3) 規程 学則、規則又は法令等に基づき、若しくはこれらを実施するため必要な事項について、校長が定めるもの
- (4) 細則 学則、規則又は規程を実施するため、必要な細目等について、校長が定めるもの

(制定手続)

第3条 本校における諸規則は、運営会議の議を経て、校長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、諸規則を改正する場合で、次の各号の一に該当する場合は、運営会議における議を省略して定めることができる。

- (1) 法令、上位規則等の改正に基づく法令、規則名等の名称変更又は適用条項の変更に伴う形式的なもの
- (2) 組織又は職名の変更に伴い形式的な変更を行うもの
- (3) 字句の整備に伴うもの
- (4) 元号の整備に伴うもの
- (5) 事務執行上の手続で軽微な変更に伴うもの
- (6) その他改正内容が軽微であると校長が認めたもの

3 諸規則の制定に当たっては、あらかじめ関係の部署と十分な協議・調整を行う

ものとする。

(題名及び形式)

第4条 諸規則の題名には、津山工業高等専門学校と冠し、原則として末尾に種類名を付すものとする。

2 諸規則の形式は横書きとし、条文等の体裁は法令作成の例によるものとする。

(制定日)

第5条 諸規則の制定日は、校長の決裁日とする。

(規則番号)

第6条 諸規則には、その種類ごとに番号を付すものとする。

2 前項の番号は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる一連番号とする。

(周知)

第7条 諸規則を制定したときは、適切な方法により周知するものとする。

(内規等への準用)

第8条 内規、申合せ、要項等のうち、重要なものについては、この規程の定めに従って取扱うものとする。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年9月26日から施行する。

2 この規程施行の際現に存続する諸規則は、その題名等にかかわらず、この規程に定める手続により学則、規則、規程又は細則として定められたものとみなす。

3 この規程施行の際現に存続する細則について、次のとおり規則番号を改める。

(1) 津山工業高等専門学校図書館利用細則

昭和39年規則第2号を、平成18年細則第1号に改める。

(2) 津山工業高等専門学校事務分掌細則

昭和44年規則第18号を、平成18年細則第2号に改める。

(3) 津山工業高等専門学校入学者選抜実施細則

昭和48年規則第2号を、平成18年細則第3号に改める。

(4) 津山工業高等専門学校授業料及び寄宿料の免除等に関する細則

昭和55年規則第5号を、平成18年細則第4号に改める。

(5) 津山工業高等専門学校総合情報センター部門に関する細則

平成8年規則第1号を、平成18年細則第5号に改める。

(6) 津山工業高等専門学校総合情報センター利用細則

平成8年規則第2号を，平成18年細則第6号に改める。

- (7) 津山工業高等専門学校図書館文献複写料金徴収猶予実施細則
平成14年規則第2号を，平成18年細則第7号に改める。